

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年5月8日（平成29年（行情）諮問第175号）

答申日：平成30年3月12日（平成29年度（行情）答申第514号）

事件名：特定期間の鹿児島労働局及び管下の公共職業安定所における登退庁簿の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成23年度から平成27年度までの鹿児島労働局及び管下の公共職業安定所における登退庁簿」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、鹿児島労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年1月31日付け鹿労発総0131第2号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その不開示部分の開示を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

会計処理や勤務管理等の適正化、会計検査院の指摘の不正防止等のため、登退庁簿の全ての項目の開示をお願いします。超過勤務等命令簿は全ての項目が開示されています。

##### （2）意見書

複数の省庁に対して、登退庁簿（退庁時間、退庁者などが記載してある帳簿）の開示を求めましたが、厚生労働省労働局だけ登退庁簿の退庁時間等を開示されなかったことに強い違和感を覚えます。民間の勤務時間管理を指導する労働局ですから、このような勤務時間管理関係書類は開示することが通常であると思われます。労働局に関しては、（平成11年度から18年度）において、158,393,474円の超過勤務手当の不適正支給が指摘され回収となりましたが、退庁簿や機械警備記録が発見の端緒となりました。当事務所で直近5年間の超過勤務手当回収、追給の状況を調べましたが、多くの帳簿の2重作成や3重作成、不

適正支給があることが分かりました。これは、現時点で勤務時間管理が全て手書きの帳簿によって行われていることにも起因します。手書きですとログやアクセス権限などの管理がなく、書類の2重作成や、監査が終わってからの書類の書き換えなどの不正が容易にできてしまい、書類の真正性が担保されにくいです。民間企業の労働時間管理を指導する労働局で、勤務時間管理に関する不適正管理等が行われているため、最低限のチェックが必要であると思われ、退庁簿の退庁時刻に関する記載については、開示すべきであるものと考えられます。

また、例えば庁舎の賃貸料も、支出決定決議書などで確認すると、数十人の小規模署所についても、賃料が年間1千万円を超えるような場所も多くあります。これは、労働局や署所が人通りの多い市街地にあるためと思われ、庁舎の機械警備についても、年間50万円を超える予算を使用して庁舎警備を民間企業と契約していることが支出決定決議書などで分かります。また、例えば電気代についても、職員数30人程度の庁舎で年間100万円を超える金額が使用されていることが、支出負担行為即支出決定決議書で確認できます。このように、多額の税金を投入して庁舎は運営されていますので、どのように庁舎が使用されているのか等知る権利が国民にはあると思われ、財政民主主義の観点からも重要なチェックであると考えられます。例えば職員の在庁時間と業務遂行の成果を比べ、生産性などを評価することや、在庁時間と電気代使用料金をくらべ、無駄遣いがないかなどをチェックすることなども考えられます。

犯罪の予防のために、開示できない趣旨が諮問庁の理由説明書にありますが、具体的に侵入され窃盗事件などがあつた件数はどれくらいになるのでしょうか。例えば、警察庁の犯罪白書では、侵入窃盗事件は平成27年度全国で8万6373件起きています。労働局などの市街地の人通りの多い場所にある建物で、侵入窃盗事件が起きる割合は、他の建物より相当低いと考えられます。また、犯罪の件数で言えば、外部からより、内部からの犯罪のほうが圧倒的に件数が多いのはよく知られていることであると思います。会計検査院の指摘にあるように、実態のない勤務に1億円以上支払ったことがあります。外部からの侵入窃盗によりおきた被害は100万円も無いと思われ、つまり、具体的な被害の金額では、内部からの犯行が数十倍から数百倍にもなることが予想されます。このほかにも、個人情報のデータを大量に窃盗し個人情報を販売等する事件は、外部からの犯行は考えられませんが、内部の職員からの犯行は考えられるものとなり、実際に多数の事件が報道されていますが、すべて内部職員の犯行です。

「最終の退庁者は一定の時間は事務室に一人でいる場合も多いことか

ら、所用で一時的に職員が不在となった事務室や最終退庁後の事務室に部外者の不法な侵入を許す等の危険性が高くなる」とありますが、頻度はほとんど無いと思われませんが、所用で一時的に職員が不在になる場合、必ず施錠を行ってください。施錠しないで庁舎を不在にする行為は、一般市民が心掛ける注意義務を怠っています。（仮に機械警備を作動させなくとも施錠はできます。）最終退庁後の事務室については、機械警備をしていますので、侵入すればすぐに人感センサーが反応し、大音量の警報がなるとともに警備員が駆けつけます。機械警備会社に問い合わせたところ、ほぼ100パーセントの確率で侵入を検知できるとのことです。わずかに機械警備されていない小規模庁舎もまだあるかもしれませんが、かりに侵入したとしても、現金は金庫に入っていますし、個人情報も鍵のかかったキャビネットにあります。コンピューターはICカードとパスワードが必要ですので、侵入の動機は無いかと思われます。現金については、現在はほぼ全て振り込みになっており、日雇い労働者関係についても振り込みが認められるようになりました。現在では、労働局で高額な現金を扱うことはありません。

また、最終退庁者が一定時間1人であるということは、業務の適切な配分や負担がなされていないこととなります。そのような職場では、何時に業務が終わるかなどを予測することができません。過去の退庁時間帯を把握することができたとしても、未来の退庁時間を予測できないため、過去の記録を開示したとしてもリスクにはなり得ません。

「最終退庁者は一定の時間は事務室に一人でいることが多い」とのことですが、この状況を想定することは困難です。以下の理由があります。

超過勤務予定者報告書等を定時前に提出させ、どれくらいの業務残量があるか所属長他管理職が確認して業務をあらかじめ分散する形を厚生労働省、全国の労働局ではとっています。

総務部長他管理職が業務の偏りがないか等をチェックすることが規則等に明記されています。

「職員の具体的な退庁時刻の傾向や事務室に人気がいなくなる具体的な時間帯等が推察される」とありますが、基本的に開庁時間帯については労働局のホームページや庁舎での案内掲示などで確認することができます。例えば、

・鹿児島公共職業安定所は、月～金8時30分～17時15分（祝日、年末年始を除く）

・霧島わかものハローワーク、月～土10時00分～18時30分（祝日、年末年始を除く）

とあります。

さらに、業務システムについては、WEBシステムの形を取っており、

19時30分など決まった時間に通信が終了しますので、20時以降は人気がいなくなることはすでにわかっています。

超過勤務等命令簿や勤務時間報告書その他勤務時間管理、健康管理系の各種帳簿について、開示されるため人気がいなくなる具体的な時間帯を推測してくださいといわれれば、すでに推測できる状態になっています。

現在では勤務時間管理意識の高まり等の理由で、午後の一定時間後は完全消灯します。などと積極的にアピールする行政機関もありますが、そのような機関で犯罪が増えたというような事実はありません。

これらのことから、登退庁簿の登退庁時刻について、法5条4号及び6号柱書きに該当することはありません。全国には700以上の労働局関連施設がありますが、例えば大災害で被害を受けた庁舎など極めて特殊な事例を除き、ほぼすべての庁舎について開示しても問題ないと考えられます。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### (1) 本件審査請求の経緯

ア 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成28年10月23日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「鹿児島労働局、管下労働基準監督署及び公共職業安定所職員の超過勤務命令簿、各庁舎の退庁簿等及び機械警備記録等（平成23年度から平成27年度分）」に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が、開示請求の一部である原処分を行ったところ、請求者がこれを不服として、平成29年2月3日付け（同月6日受付）で審査請求を提起したものである。

##### (2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分における法の適用条項に、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイを加えた上で、原処分において不開示とした部分の一部を新たに開示した上で、その余の部分については、法5条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びイの規定に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとする。

##### (3) 理由

ア 本件対象行政文書の特定について

本件対象行政文書は、平成23年度から平成27年度までの鹿児島労働局及び管下公共職業安定所の各庁舎に係る登退庁簿である。

登退庁簿は、各庁舎により様式が異なっており、記載内容についても一部異なるが、全てに共通するものとして①日付、②登退庁時刻（解錠時刻、施錠時刻を含む。以下同じ。）の記載が、各庁舎個別

のものとして、③ 標題，④ 登退庁者，担当者等の氏名及び印影，⑤ 庁舎内の点検箇所及び当該箇所の点検状況，⑥ 天気，⑦ 注意事項，⑧ ①ないし⑦以外の行事・会議等の予定及び当日の執務状況等の記載が認められる。

原処分においては、これらのうち②登退庁時刻，⑤庁舎内の点検箇所及び同箇所の点検状況，⑧行事・会議等の予定及び当日の執務状況等の記載並びに⑧に係る記載欄及び本件対象行政文書に含まれる平成22年度に係る部分を不開示としている。

イ 請求者が開示を求めている部分の不開示について

法に基づく開示請求は、原則一行政文書ごとに行い、開示決定等も行政文書ごとに行うものである。

本件対象行政文書として特定した登退庁簿のうち、平成23年度の鹿児島労働局に係るものの一部については、月曜日から日曜日までの1週間分をA4用紙1枚に記録することができる様式のため、平成23年4月1日を含む1週間については平成22年度に係る部分を含んでいるところ、当該平成22年度に係る部分についても法5条各号不開示情報該当性を審査して不開示部分を決定し、法5条各号不開示情報に該当しない部分については全て開示しなければならないところ、原処分においては、請求者が平成23年度から平成27年度分の開示を求める記載を行ったことを理由として、当該平成22年度に係る部分について法5条各号不開示情報該当性を審査することなく一律に不開示としている。

当該原処分については、法の趣旨に照らし適当ではないので、原処分で不開示とした平成22年度に係る部分のうち、下記ウの部分を除き、開示することが適当である。

ウ 不開示情報該当性について

(ア) ②登退庁時刻及び⑤庁舎内の点検箇所及び同箇所の点検状況に記載されている情報について

②登退庁時刻及び⑤庁舎内の点検箇所及び同箇所の点検状況に記載されている情報を公にした場合、部外者に最終の退庁者となる職員の具体的な退庁時刻の傾向や事務室に人気がなくなる具体的な時間帯等が推察されることとなる。また、最終の退庁者は一定の時間は事務室に一人である場合も多いことから、所用で一時的に職員が不在となった事務室や職員退庁後の事務室に部外者の不法な侵入を許す等の危険性が高くなる。

また、具体的な点検項目及び点検状況を公にすると、庁舎の構造や備品等を明らかにすることにつながり、保全・防災・防犯上のリスクを大きくすることにもつながる。

これらのことから、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、庁舎管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあることから、これらの情報は法5条4号及び6号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) ⑧行事・会議等の予定及び当日の執務状況等の記載について

⑧行事・会議等の予定及び当日の執務状況等の記載には行事・会議等の予定や執務状況のみならず、具体的な来庁者の氏名、企業名、相談内容等の記載が認められる。

このうち、特定個人の氏名等及び当該個人に係る記載内容（当該記載内容のうち「来所」、「TEL」等当該個人と行政機関との連絡等の手段に関する記述及び当該個人が公務員等であって、当該情報がその職務の遂行に係る情報である部分を除く。）については、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、法5条1号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しない。

特定企業名等及び当該企業等に係る記載内容（当該記載内容のうち「来所」、「TEL」等当該企業等と行政機関との連絡等の手段に関する記述を除く。）については、特定の法人等に関する情報であって、当該企業の人事・財務状況を類推させる情報等、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法5条2号イに該当する。

⑧行事・会議等の予定及び当日の執務状況等の記載の一部については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、検査等の事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報であるほか、当該事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、法5条6号柱書き及びイに該当する。また、このうち、庁舎管理に係る情報の一部については、上記ア同様、法5条4号にも該当する。

このため、これらの情報については原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

エ 上記イ以外の新たに開示する部分

⑧行事・会議等の予定及び当日の執務状況等の記載のうち、上記ウに掲げる不開示情報に該当しない箇所及び⑧に係る記載欄のうち空欄となっているものについては、法5条各号の不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(4) 請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、「会計処理や勤務管理等の適正化、会計検査院指摘の不正防止等」を理由として、登退庁簿の全ての項目の開示を求めているが、開示・不開示の判断は請求の理由・目的に関わらず、法5条各号に基づき判断されるものであり、本件対象行政文書に係る不開示情報該当性については、上記(3)イで示したとおりであるため、請求者の主張は認められない。

(5) 結論

以上のとおり、本件対象行政文書については、原処分の一部を変更し、平成22年度に係る部分のうち上記(3)ウの部分を除いた部分及び上記(3)エに掲げる部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法5条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びイに基づき原処分を維持することが妥当であると考えます。

2 補充理由説明書

法19条1項の規定に基づき、平成29年5月2日付け厚生労働省発基0502第1号により諮問した平成29年(行情)諮問第175号に係る諮問書理由説明書の記(3)について、以下のとおり修正する。

(3) 理由

ア 本件対象行政文書の特定について

本件対象行政文書は、平成23年度から平成27年度までの分の鹿児島労働局及び管下公共職業安定所の各庁舎に係る登退庁簿である。

登退庁簿は、各庁舎により様式が異なっており、記載内容についても一部異なるが、全てに共通するものとして①日付、②登退庁時刻(解錠時刻、施錠時刻を含む。以下同じ。)の記載が、各庁舎個別のものとして、③標題、④登退庁者、担当者等の氏名及び印影、⑤当日の登退庁又は施錠、解錠に係る状況等、⑥警備会社名及びその連絡先、⑦庁舎内の点検箇所及び当該箇所の点検状況、⑧天気、⑨注意事項、⑩①ないし⑨以外の行事・会議等の予定及び当日の執務状況等の記載が認められる。

原処分においては、これらのうち②登退庁時刻、⑤当日の登退庁又は施錠、解錠に係る状況等、⑥警備会社名及びその連絡先、⑦庁舎内の点検箇所及び当該箇所の点検状況、⑩行事・会議等の予定及び当日の執務状況等の記載並びに⑩に係る記載欄及び本件対象行政文書に含まれる平成22年度に係る部分を不開示としている。

イ 請求者が開示を求めている部分の不開示について

法に基づく開示請求は、原則一行政文書ごとに行い、開示決定等も行政文書ごとに行うものである。

本件対象行政文書として特定した登退庁簿のうち、平成23年度の

鹿児島労働局に係るものの一部については、月曜日から日曜日までの1週間分をA4用紙1枚に記録することができる様式のため、平成23年4月1日を含む1週間については平成22年度に係る部分を含んでいるところ、当該平成22年度に係る部分についても法5条各号不開示情報該当性を審査して不開示部分を決定し、法5条各号不開示情報に該当しない部分については全て開示しなければならないところ、原処分においては、審査請求者が、平成23年度から平成27年度分の開示を求める記載を行ったことを理由として、当該平成22年度に係る部分について法5条各号不開示情報該当性を審査することなく一律に不開示としている。

当該原処分については、法の趣旨に照らし適当ではないので、原処分で不開示とした平成22年度に係る部分のうち、下記ウの部分を除き、開示することが適当である。

ウ 不開示情報該当性について

(ア) ②登退庁時刻及び⑦庁舎内の点検箇所及び同箇所の点検状況に記載されている情報について

②登退庁時刻及び⑦庁舎内の点検箇所及び同箇所の点検状況に記載されている情報を公にした場合、部外者に最終の退庁者となる職員の具体的な退庁時刻の傾向や事務室に人気なくなる具体的な時間帯等が推察されることとなる。また、最終の退庁者は一定の時間は事務室に一人でいる場合も多いことから、所用で一時的に職員が不在となった事務室や職員退庁後の事務室に部外者の不法な侵入を許す等の危険性が高くなる。

また、具体的な点検項目及び点検状況を公にすると、庁舎の構造や備品等を明らかにすることにつながり、保全・防災・防犯上のリスクを大きくすることにもつながる。

これらのことから、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、庁舎管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあることから、これらの情報は法5条4号及び6号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) ⑤当日の登退庁又は施錠、解錠に係る状況等の記載について

当該情報のうち、その登退庁又は施錠・解錠の理由等が職務に基づかない情報であるもの及び当該情報に係る職員に係る記載は、特定の個人に関する情報であり、法5条1号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないことから不開示とすることが妥当である。

また、当該情報のうち、警備会社に連絡して施錠・解錠した事に

関する記載について公にした場合、警備会社を特定されることにより、労働局の職員になりすまし警備情報を聞き出す危険性や、どのような場合に、警備会社によって施錠されるかが明らかになることにより、警備の弱点が公にされ庁舎警備に影響を及ぼす可能性がある。以上のことから、これらの情報は、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼす恐れがあり、また、庁舎管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある情報であることから法5条4号及び法5条6号柱書きに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(ウ) ⑥警備会社名及びその連絡先の記載について

当該情報を公にした場合、警備会社を特定されることにより、労働局の職員になりすまし警備情報を聞き出す危険性があることから、これらの情報は、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼす恐れ、また、庁舎管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある情報であり、法5条4号及び法5条6号柱書きに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(エ) ⑩行事・会議等の予定及び当日の執務状況等の記載について

⑩行事・会議等の予定及び当日の執務状況等の記載には行事・会議等の予定や執務状況のみならず、具体的な来庁者の氏名、企業名、相談内容等の記載が認められる。

このうち、特定個人の氏名等及び当該個人に係る記載内容（当該記載内容のうち「来所」、「TEL」等当該個人と行政機関との連絡等の手段に関する記述及び当該個人が公務員等であって、当該情報がその職務の遂行に係る情報である部分を除く。）については、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、法5条1号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しない。

特定企業名等及び当該企業等に係る記載内容（当該記載内容のうち「来所」、「TEL」等当該企業等と行政機関との連絡等の手段に関する記述を除く。）については、特定の法人等に関する情報であって、当該企業の人事・財務状況を類推させる情報等、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法5条2号イに該当する。

⑩行事・会議等の予定及び当日の執務状況等の記載の一部については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、検査等の事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難

にするおそれがある情報であるほか、当該事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、法5条6号柱書き及びイに該当する。また、このうち、庁舎管理に係る情報の一部については、上記（ア）と同様、法5条4号にも該当する。

このため、これらの情報については原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### エ 上記イ以外の新たに開示する部分

⑩行事・会議等の予定及び当日の執務状況等の記載のうち、上記（3）に掲げる不開示情報に該当しない箇所及び⑩に係る記載欄のうち空欄となっているものについては、法5条各号の不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年5月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月25日 審議
- ④ 同年6月6日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年9月14日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 平成30年2月20日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年3月8日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「平成23年度から平成27年度までの鹿児島労働局及び管下の公共職業安定所における登退庁簿」であり、処分庁はその一部について、法5条4号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示するとした上で、その余の部分については、法5条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びイに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとしているので、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

#### 2 不開示情報該当性について

本件対象文書において、諮問庁が、なお不開示としているのは、別表の3欄に掲げる部分である。

##### (1) 通番1について

通番1は登退庁時間についての記載であり、これを公にすると、最終の退庁者となる職員の具体的な退庁時間の傾向や事務室に人気がなくなる具体的な時間等が推察されることとなると認められる。

そうすると、最終の退庁者は、一定の時間は事務室に一人でいる場合も多いことから、所用で一時的に職員が不在となった事務室や職員退庁後の事務室に部外者の不法な侵入を許す等の危険性が高くなるなど、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるとの諮問庁の説明を否定することはできない。

したがって、当該部分は、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由があると認められることから、法5条4号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

## (2) 通番2について

通番2は、登退庁又は施錠・解錠に係る状況であり、原処分で開示されている登退庁者等の氏名と一体として、それぞれ法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当する。

ア このうち、別表の5欄に掲げる部分は、登退庁又は施錠・解錠の理由が、システム改修による土日出勤など公務員の職務の遂行に係るものであることから、法5条1号ただし書ハに該当する。

また、当該部分を公にしても、庁舎管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、4号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 上記アを除く部分のうち、警備会社に連絡して施錠・解錠したことに関する記載については、当該部分を公にすると、どのような場合に、どの時間帯で警備会社に連絡して施錠等したかが明らかとなり、それを利用して、部外者の不法な進入を許す等の危険性が高くなるとの諮問庁の説明は否定できない。

したがって、当該部分は、上記(1)と同様の理由により、法5条4号に該当し、同条1号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ その余の部分については、私物の忘れ物を取りに庁舎に戻ったことなどの記載であり、公務員の職務遂行に係る情報とは認められないことから、法5条1号ただし書ハに該当せず、同号ただし書イ及びロに該当する事情も認められない。また、登退庁した職員の氏名が開示されていることから、法6条2項の部分開示はできない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条4号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 通番3について

通番3は、警備会社名及びその連絡先の記載であり、これを公にすると、労働局の職員になりすまし警備情報を聞き出す危険性や、警備の弱点が公にされ庁舎警備に影響を及ぼす可能性が否定できず、庁舎管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの諮問庁の説明は否定できない。

したがって、当該部分は法5条6号柱書きに該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 通番4について

通番4は、事務室内の空調、システム等の電子機器の電源確認の有無や、窓・出入り口の施錠確認の有無及び事務室内の見取り図である。

これら具体的な備品の配置やその点検項目の詳細を公にすると、庁舎における保全・防災・防犯上の弱点を明らかにすることにつながり、職員退庁後人気のなくなった事務室に部外者の不法な侵入を許す等の危険性が高くなるとの諮問庁の説明を否定することはできない。

したがって、当該部分は、上記(1)と同様の理由により、法5条4号に該当すると認められ、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 通番5について

通番5は、当該庁舎での主要な行事・会議等の予定及び当日の執務状況である。

ア このうち、公務員でない特定個人の氏名及び当該個人からの相談内容については、一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イ、4号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ このうち、特定企業の名称、その企業の担当者及び役職名並びに当該企業に係る相談内容については、通常秘匿されるべき内部管理情報である従業員の確保や人事計画に関して相談した記録であり、これらの情報を公にすると、人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当し、同条1号、4号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ その余の部分については、原処分が開示されている公務員の氏名と一体として、それぞれ法5条1号本文前段に規定する個人に関する情

報であって特定の個人を識別することができるものに該当する。

(ア) このうち、別表の5欄に掲げる部分は、システムの部品や庁内備品の修理・購入といった公務員の職務の遂行に係る情報であり、法5条1号ただし書ハに該当する。

また、システムの部品や庁内備品の修理・購入といった記載のみでは、特定の企業等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、国の行う検査等の事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報であるとも認められず、また、これを公にしても、具体的な庁内の構造や備品の配置が明らかになるものではないことから、庁舎管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 上記(ア)を除く部分のうち、機密文書の保管の方法の詳細やシステムのパスワードに関する記載については、これを公にすると、庁内の機密文書の保管の箇所等が判明したり、公務に使用するシステムにアクセスすることで機密事項が外部に明らかになるなど、当該事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当し、同条1号、2号イ、4号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) その余の部分については、休暇の取得の記載等であり、公務員に係る職務の遂行に係る情報であるとは認められないことから、法5条1号ただし書ハに該当せず、同号ただし書イ及びロに該当する事情も認められず、職員の氏名が開示されていることから、法6条2項の部分開示はできないことから、同号に該当し、同条2号イ、4号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条4号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びイに該当するとしてなお不開示とすべきとしている

部分のうち，別表の5欄に掲げる部分を除く部分は，同条1号，2号イ，4号及び6号柱書きに該当すると認められるので，同号イについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当であるが，別表の5欄に掲げる部分は，同条1号，2号イ，4号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず，開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

別表

1 対象行政文書名	2 通番	3 諮問庁において不開示とされている部分	4 不開示情報 (法5条該当号)					5 開示すべき部分
			1号	2号イ	4号	6号柱書き	6号イ	
退庁簿	1	②登退庁時間			○	○		
	2	⑤当日の登退庁又は施錠、解錠に係る状況	○		○	○		次の(1)及び(2)に関する記載部分とその際の再退庁者の記載 (1) システム導入・移行の立ち会い, (2) 工事の立ち会いの記載
	3	⑥警備会社名及びその連絡先の記載			○	○		
	4	⑦庁舎内の点検箇所及び当該箇所の点検状況			○	○		
	5	⑩行事・会議等の予定及び当日の執務状況	○	○	○	○	○	以下の(1)ないし(6)の記載部分 (1) システム関係の部品(OCRなど)の購入, (2) クーラーなど庁内機器の購入・改修作業, (3) 市役所等, 外部への出張に関する記載, (4) 企業への訪問指導に関する記載, (5) 外部会議の出席, (6) 外部の講演会(セミナー)の出席や講師としての参加

注1) 諮問庁の理由説明書及び補充理由説明書に基づき、当審査会事務局で、別表を作成。

注2) 通番2の5欄に掲げた(1)から(2)で再登退庁及び休日出勤した場合

合の登退庁時刻は，通番 1 に含まれ不開示が妥当である。